

各医療機関の長 様

広島市長 松井 一實
(健康福祉局保健部健康推進課)

本市の予防接種体制に係る変更点について(依頼)

平素より本市の保健衛生行政に御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。
さて、令和7年度における本市の予防接種体制に係る変更点について、下記のとおりまとめましたので、御確認いただきますようお願いいたします。

記

1 高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種について

高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種に係る主な変更点は、以下のとおりです。
なお、注意事項等については、本市ホームページ(QRコード読取)を御確認ください。

主な変更点
・接種券(乙)にワクチンロットシールの貼付箇所を追加。 ・自己負担金免除者の確認方法に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」に関するオンライン資格確認を追加。 ※带状疱疹ワクチンに関しても同様です。



2 接種券等の取扱いについて

HPVワクチン等に係る接種券等の取扱いについては、以下のとおりです。
なお、注意事項等については、令和6年12月23日付「HPVワクチンのキャッチアップ接種終了に伴う経過措置について(依頼)」及び令和7年2月19日付「HPVワクチン及び日本脳炎(特例2期・2期)ワクチンの接種券等に関する取扱いの変更について」を御参照ください。

また、いずれの接種に関しても、**4月以降、接種券の個別送付前に接種を希望する方は、事前に保健センターで接種券の交付申請を行っていただく必要があります。**(HPVワクチン及び日本脳炎(特例2期・2期)ワクチンの手続き時は、接種歴確認のため母子手帳もしくは前回接種時の接種済証の持参が必要となります。)

(1) HPVワクチン

令和7年3月31日まで	令和7年4月1日以降
医療機関設置の接種券(旧様式)・予診票(旧様式)を使用する。	・被接種者持参の接種券(新様式)・予診票(新様式)を使用する。 ：令和7年5月末に接種対象者へ送付します。 ・医療機関設置の接種券(旧様式)・予診票(旧様式)は4月以降、使用できません。在庫がある場合は、お手数ですが廃棄してください。

(2) 日本脳炎(特例2期・2期)ワクチン

令和7年3月31日まで	令和7年4月1日以降
医療機関設置(又は保健センター交付)の接種券(旧様式)・予診票(旧様式)を使用する。	・被接種者持参の接種券(新様式)・予診票(新様式)を使用する。 ：令和7年6月末に接種対象者へ送付します。 ・医療機関設置の接種券(旧様式)は4月以降使用できません。在庫がある場合は、お手数ですが廃棄してください。 ※医療機関設置の予診票(旧様式)については、4月1日以降も廃棄することなく、1期の接種用(7歳未満の方及び特例対象の方(18歳以上20歳未満の方)向け)として使用してください。順次、新様式に切り替えていく予定です。

(3) 带状疱疹ワクチン

令和7年3月31日まで	令和7年4月1日以降
	・被接種者持参の接種券・予診票を使用する。 ：令和7年7月頃に接種対象者へ送付します。

3 HPVワクチンの任意接種に対する費用助成の終了について

HPVワクチンの接種勧奨を差し控えていた間に定期接種の機会を逃し、自費で任意接種を受けた方に対する費用助成については、令和7年3月31日をもって申請受付を終了いたします。

4 新型コロナワクチンの窓口変更について

本市組織改編に伴い、健康推進課感染症対策係が令和7年3月31日付けで廃止となるため、令和7年4月1日以降の新型コロナワクチンに関する問い合わせ等の窓口は健康推進課保健予防係となります。

健康推進課保健予防係(担当:田中)
TEL:082-504-2882